

2021 年 11 月

(一財) 日本民間公益活動連携機構 事業部

### 事業終了後の指定口座の解約等の取り扱いについて

事業が終了し、精算を終えた後の指定口座の取り扱いを以下のとおり定めます。

1. 指定口座の残高が 0 円であり、以降も入金予定がない場合は解約や他事業への利用を可能とします。
2. 指定口座に自己資金（収益金含む）がある場合は、事業の継続方法（発展事業を別事業で行う等）や資金の活用方法について書面による承諾を得ることにより、別事業等に資金を充てるための指定口座からの資金移動および指定口座の解約を可能とします。

本件については資金分配団体および実行団体で共通です。

現在、精算の手引きおよび資金提供契約において、事業終了後の指定口座の解約等の取り扱いは定めておりません。指定口座を残しておくことにより金融機関によっては各種手数料（口座維持手数料やインターネットバンキング利用料）が生じる場合がありますので、事業完了時の精算を終えて残高が 0 円になり、以降も入金の予定がない場合は指定口座の解約や他事業への利用を可能とします。

一方で、本事業の資金は、事業完了日が属する事業年度の終了後 5 年間は本事業の実施のためにのみ使用するものとされており指定口座で管理いただくため、精算後に残った自己資金（収益金含む）がある場合は、原則として指定口座の解約はできません。しかし、個別に事業の継続方法（発展事業を別事業で行う等）や資金の活用方法について記載した書面を提出いただき、承諾（実行団体については資金分配団体の承認、資金分配団体については JANPIA の承認）を得た場合には、別事業等に資金を充てるための指定口座からの資金移動および指定口座の解約を認めます。

本件については、資金分配団体および実行団体で共通です。

なお、口座解約をした場合でも通帳については事業完了日が属する事業年度の終了後 5 年間の保管が必要ですので誤って破棄されないようご注意ください。

以上